

【報告 1 資料】

# 地域包括ケアシステムについて

平成27年度 第4回大阪市地域包括支援センター運営協議会

平成28年 3月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

# 地域包括ケアシステムについて

## 地域包括ケアシステムの姿

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**

今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。

人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**

地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

## 地域包括ケアシステムの姿

### 在宅医療・介護連携の推進

病気になったら…

### 医療

病院:  
急性期 回復期 慢性期



日常の医療:  
・かかりつけ医、有床診療所  
・地域の連携病院  
・歯科医療、薬局

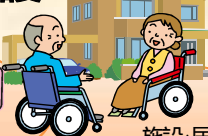
通院・入院

介護が必要になったら…

### 介護



在宅系サービス:  
・訪問介護・訪問看護・通所介護  
・小規模多機能型居宅介護  
・短期入所生活介護  
・24時間対応の訪問サービス  
・複合型サービス  
(小規模多機能型居宅介護+訪問看護)等



施設・居住系サービス:  
・介護老人福祉施設  
・介護老人保健施設  
・認知症共同生活介護  
・特定施設入所者生活介護  
等

通所・入所

### 住まい

・自宅  
・サービス付き高齢者向け住宅等

### 生活支援サービスの体制整備

### 認知症施策の推進

### 地域ケア会議の充実

いつまでも元気に暮らすために…  
生活支援・介護予防



老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO 等

地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域(具体的には中学校区)を単位として想定

相談業務やサービスのコーディネートを行います。

・地域包括支援センター  
・ケアマネジャー



# 新しい地域支援事業の全体像

< 現行 >

介護保険制度

< 見直し後 >

〔財源構成〕  
 国 25%  
 都道府県 12.5%  
 市町村 12.5%  
 1号保険料 22%  
 2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)  
 訪問看護、福祉用具等  
 訪問介護、通所介護

介護予防事業  
 又は介護予防・日常生活支援総合事業  
 二次予防事業  
 一次予防事業  
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業  
 地域包括支援センターの運営  
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

多様化

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (要支援1~2、それ以外の者)  
 介護予防・生活支援サービス事業  
 ・訪問型サービス  
 ・通所型サービス  
 ・生活支援サービス(配食等)  
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)  
 一般介護予防事業

包括的支援事業  
 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、**地域ケア会議の充実**)  
**在宅医療・介護連携の推進**  
**認知症施策の推進**  
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)  
**生活支援サービスの体制整備**  
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

充実

地域支援事業

〔財源構成〕  
 国 39.0%  
 都道府県 19.5%  
 市町村 19.5%  
 1号保険料 22%

地域支援事業

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

任意事業

任意事業  
 介護給付費適正化事業  
 家族介護支援事業  
 その他の事業

## 平成 28 年度在宅医療・介護連携推進事業の実施について（案）

在宅医療・介護連携推進事業につきましては、平成 27 年度から新たに介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に位置づけられ、市町村が実施主体となり、国において定められた 8 事業項目を可能な項目から取り組みをはじめ、平成 30 年 4 月までにすべて実施することになっている。

### 1 介護保険法に基づく地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業項目（取組例は裏面参照）

- （ア） 地域の医療・介護の資源の把握
- （イ） 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- （ウ） 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- （エ） 医療・介護関係者の情報共有の支援
- （オ） 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （カ） 医療・介護関係者の研修
- （キ） 地域住民への普及啓発
- （ク） 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

### 2 平成 27 年度実施内容

#### （ 1 ）区役所

上記の（ア）（イ）（カ）（キ）の項目を実施  
医療・介護の資源把握（リストの作成等）  
在宅医療・介護連携推進のための会議の開催  
医療・介護関係者による多職種研修  
地域住民への普及啓発（講演会の実施、パンフレットの作成）

#### （ 2 ）健康局

上記の（ウ）（エ）（オ）の項目をモデル事業として、東成区において平成 27 年 8 月から実施

### 3 平成 28 年度実施予定（案）

#### （ 1 ）区役所

平成 27 年度実施内容の継続、発展【（ア）（イ）（カ）（キ）】  
医療・介護の資源把握（マップの作成、更新等）  
在宅医療・介護連携推進のための会議の開催  
医療・介護関係者による多職種研修  
地域住民への普及啓発（講演会の実施、パンフレットの作成）

#### （ 2 ）健康局

東成区におけるモデル事業【（ウ）（エ）（オ）】を 7 月まで継続実施し、8 月から 11 区において本格実施

# 在宅医療・介護連携推進事業（介護保険の地域支援事業、平成27年度～）

- 在宅医療・介護の連携推進については、これまで医政局施策の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～）により一定の成果。それを踏まえ、介護保険法の中で制度化。
- 介護保険法の地域支援事業に位置づけ、市区町村が主体となり、郡市区医師会等と連携しつつ取り組む。
- 実施可能な市区町村は平成27年4月から取組を開始し、平成30年4月には全ての市区町村で実施。
- 各市区町村は、原則として（ア）～（ク）の全ての事業項目を実施。
- 事業項目の一部を郡市区医師会等（地域の中核的医療機関や他の団体を含む）に委託することも可能。
- 都道府県・保健所は、市区町村と都道府県医師会等の関係団体、病院等との協議の支援や、都道府県レベルでの研修等により支援。国は、事業実施関連の資料や事例集の整備等により支援するとともに、都道府県を通じて実施状況を把握。

## ○事業項目と取組例

### （ア）地域の医療・介護の資源の把握

- ◆ 地域の医療機関の分布、医療機能把握し、リスト・マップ化
- ◆ 必要に応じて、連携に有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応が可能な日時等）を調査
- ◆ 結果を関係者間で共有



### （イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

- ◆ 地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討

### （エ）医療・介護関係者の情報共有の支援

- ◆ 情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
- ◆ 在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用

### （キ）地域住民への普及啓発

- ◆ 地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催
- ◆ パンフレット、チラシ、区報、HP等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
- ◆ 在宅での看取りについての講演会の開催等



### （ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

- ◆ 地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進

### （オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援

- ◆ 医療・介護関係者の連携を支援するコーディネートナーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援。

### （カ）医療・介護関係者の研修

- ◆ 地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得
- ◆ 介護職を対象とした医療関連の研修会を開催等

### （ク）在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

- ◆ 同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討